

新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年1月23日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第1号

新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則（平成8年新潟県規則第90号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(採捕の数量等の報告者)</p> <p>第2条 法第17条第3項の都道府県の規則で定める者（以下「採捕の数量等の報告者」という。）は、次に掲げる漁業を営む者とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 日本海・九州西広域漁業調整委員会が承認した沿岸くろまぐる漁業</u></p> <p><u>(9) 前各号に掲げるもの以外の漁業（くろまぐるを採捕した場合に限る。）</u></p> | <p>(採捕の数量等の報告者)</p> <p>第2条 法第17条第3項の都道府県の規則で定める者（以下「採捕の数量等の報告者」という。）は、次に掲げる漁業を営む者とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> |
| <p>(採捕の数量等の報告事項)</p> <p>第3条 法第17条第3項の規定による報告(以下「採捕の数量等の報告」という。)を行うときは、同項に規定する農林水産省令で定める事項に併せて、次に掲げる事項を報告するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 採捕に係る漁業の免許番号又は船舶の許可番号 <u>(前条第8号に掲げる漁業に使用する船舶にあつては承認番号、同条第9号に掲げる漁業に使用する船舶にあつては漁船登録番号)</u></p> <p><u>(3) 採捕に係る船舶の名称</u></p> <p>(4) (略)</p> | <p>(採捕の数量等の報告事項)</p> <p>第3条 法第17条第3項の規定による報告(以下「採捕の数量等の報告」という。)を行うときは、同項に規定する農林水産省令で定める事項に併せて、次に掲げる事項を報告するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 採捕に係る漁業の免許番号又は船舶の許可番号 <u>及び船名</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> |
| <p>(採捕の数量等の報告の方法)</p> <p>第4条 採捕の数量等の報告は、次の表の第1種特定海洋生物資源の欄に掲げる第1種特定海洋生物資源について、同表の期間の欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の基準日の欄に掲げる日ごとに当該日が属する月又は旬のいずれかの日に陸揚げされた当該第1種特定海洋生物資源の採捕の数量を集計し、同表の報告期限の欄に掲げる日までに別記第1号様式による書面（書面に代えて</p> | <p>(採捕の数量等の報告の方法)</p> <p>第4条 採捕の数量等の報告は、次の表の第1種特定海洋生物資源の欄に掲げる第1種特定海洋生物資源について、同表の期間の欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の基準日の欄に掲げる日ごとに当該日が属する月又は旬のいずれかの日に陸揚げされた当該第1種特定海洋生物資源の採捕の数量を集計し、同表の報告期限の欄に掲げる日までに別記第1号様式による書面（書面に代えて</p> |

電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第7条第1項において同じ。）を提出して行うものとする。

| 第1種特定海洋生物資源 | 期間 | 基準日 | 報告期限 |
|--|--------------|------|------------|
| 第2条各号に掲げる漁業を営む者によって採捕されたくろまぐろ | 7月から翌年6月までの間 | 月の末日 | 当該月の翌月の10日 |
| 第2条第2号、第5号又は第6号に掲げる漁業を営む者によって採捕されたすけとうだら | 4月から翌年3月までの間 | 月の末日 | 当該月の翌月の10日 |
| (略) | 1月から12月までの間 | | |
| 第2条第1号、第2号又は第5号に掲げる漁業を営む者によって採捕されたするめいか | 4月から翌年3月までの間 | | |
| (略) | | | |
| (略) | | | |

2・3 (略)

別記

第1号様式（第4条関係）

(略)

採捕の数量等の報告書

(略)

| | | |
|---------------------------------|--|-----|
| (略) | | (略) |
| 漁業の免許番号又は船舶の許可番号、承認番号若しくは漁船登録番号 | | (略) |
| (略) | | |

注 1・2 (略)

3 くろまぐろの採捕の数量等の報告の場合には、体重30キログラム未満のものと30キログラム以上のものに分けて記入すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則第4条第1項の規定の適

電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第7条第1項において同じ。）を提出して行うものとする。

| 第1種特定海洋生物資源 | 期間 | 基準日 | 報告期限 |
|--|--------------|------|------------|
| 第2条第2号、第5号又は第6号に掲げる漁業を営む者によって採捕されたすけとうだら | 4月から翌年3月までの間 | 月の末日 | 当該月の翌月の10日 |
| (略) | 1月から12月までの間 | | |
| 第2条第1号、第2号又は第5号に掲げる漁業を営む者によって採捕されたするめいか | | | |
| (略) | | | |
| (略) | | | |

2・3 (略)

別記

第1号様式（第4条関係）

(略)

採捕の数量等の報告書

(略)

| | | |
|------------------|-----|-----|
| (略) | | (略) |
| 漁業の免許番号又は船舶の許可番号 | 第 号 | (略) |
| (略) | | |

注 1・2 (略)

用については、当分の間、同項の表第2条各号に掲げる漁業を営む者によって採捕されたくろまぐろの項中「10日」とあるのは、「末日」とする。